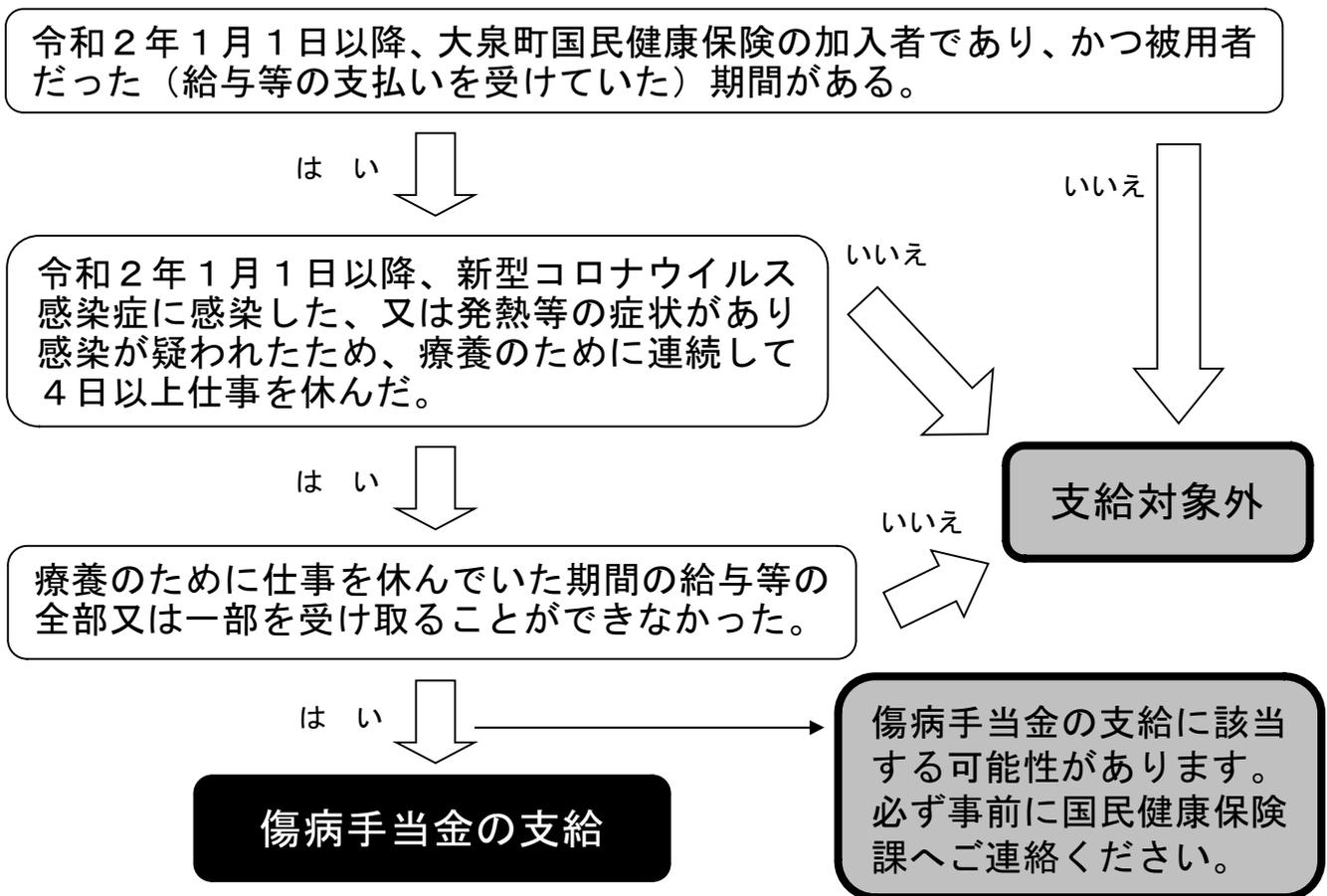


国民健康保険傷病手当金制度について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険に加入している被用者（会社等に勤めていて給与等の支払いを受けている人）のうち、次の要件に該当する人に対し傷病手当金を支給します。申請を希望する場合は、必ず事前に電話でお問合せください。

傷病手当金フローチャート



■お問合せ先

大泉町役場 住民経済部 国民健康保険課

電話 0276-63-3111（内線 541・542）

E-mail : kokuho@town.oizumi.gunma.jp